

受入れ時の分析項目と判定基準

物質名	単位	受入基準 ※以下の数値以下	燃え殻	ばいじん	鉱さい	汚泥		
						汚泥	サンドプラスト	石綿含有 産業廃棄物
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと	○	○	○	△		
水銀又はその化合物	mg/L	0.005	○	○	○	△	○	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	0.09	○	○	○	△	○	○
鉛又はその化合物	mg/L	0.3	○	○	○	△	○	○
有機りん化合物	mg/L	1				△		
六価クロム化合物	mg/L	1.5	○	○	○	△	○	○
ヒ素又はその化合物	mg/L	0.3	○	○	○	△	○	○
シアン化合物	mg/L	1				△		
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/L	0.003				△	○	○
トリクロロエチレン	mg/L	0.1				△		
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1				△		
ジクロロメタン	mg/L	0.2				△		○
四塩化炭素	mg/L	0.02				△		
1, 2-ジクロロエタン	mg/L	0.04				△		
1, 1-ジクロロエチレン	mg/L	1				△		
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4				△		
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L	3				△		
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/L	0.06				△		
1, 3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02				△		
チウラム	mg/L	0.06				△		
シマジン	mg/L	0.03				△		
チオベンカルブ	mg/L	0.2				△		
ベンゼン	mg/L	0.1				△	○	○
セレン又はその化合物	mg/L	0.3	○	○	○	△	○	○
1,4-ジオキサン	mg/L	0.3	○	○		△		
ダイオキシン類 (含有量)	ng-TEQ/g	3	○	○		△		
水銀又はその化合物 (含有量)	mg/kg	15	○	○	○	△	○	○

含水率	%	85	○	○
熱しゃく減量	%	10	○	○

○	○	○
---	---	---

根拠

金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(産業廃棄物の埋処分に係る判定基準)

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(基準省令)

○: 排出事業者が溶出試験(水銀は溶出試験及び含有量試験の両方・ダイオキシン類は含有量試験)を実施する項目

△: 業種によって必要項目を実施

注) ※ 溶出試験結果等の有効期限は、試験結果日から6ヶ月以内とします。

→ 石綿含有産業廃棄物以外は、溶出試験適合のサンプル100g程度をご提出ください。

※ 石綿含有産業廃棄物は、アスベスト含有の有無が分かる分析結果報告書

→ 有効期限はありません。